

令和5年2月13日

真鶴町選挙管理委員会

委員長 平井 義行 様

西 湘 法 律 事 務 所

弁 護 士 三 宮 政 俊

## 選挙人名簿の撮影とその漏洩についての報告書

令和4年8月末に真鶴町選挙人名簿の抄本の画像が神奈川新聞等に報道され、漏洩したことについて、公職選挙法及び真鶴町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱との関係等を調査検討した結果をご報告します。

### 調査資料

令和4年11月22日に行われた元書記からの事情聴取  
令和4年12月13日に行われた土屋由希子湯河原町議会議員からの事情聴取  
令和4年12月13日に行われた木村勇元真鶴町議会議員からの事情聴取  
令和4年8月24日に開催された真鶴町選挙管理委員会議事録  
令和4年8月26日に開催された真鶴町選挙管理委員会議事録  
令和4年9月2日に開催された真鶴町選挙管理委員会議事録  
2021年9月7日付木村勇氏の選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）  
2021年9月7日付木村勇氏の候補者閲覧取扱者に関する申出書  
令和4年9月5日湯河原町議会全員協議会議事録  
木村いさむ氏の選挙資料に記載された同氏の経歴  
土屋由希子氏のフェイスブックに掲載されている経歴  
神奈川新聞等の名簿撮影漏洩に関する報道

## 目 次

|    |                                  |      |
|----|----------------------------------|------|
| 第1 | 事実の概要                            | 3 頁  |
| 第2 | 選挙人名簿の抄本の閲覧と名簿閲覧の関係者             | 4 頁  |
| 1  | 真鶴町選挙管理委員会の構成と事務局                | 4 頁  |
| 2  | 選挙人名簿の抄本                         | 4 頁  |
| 3  | 平成 18 年の選挙人名簿の抄本の閲覧についての改正       | 5 頁  |
| 4  | 選挙人名簿の抄本の閲覧申出と閲覧の方法              | 5 頁  |
| 5  | 選挙人名簿の抄本の閲覧場所と閲覧終了時の確認           | 8 頁  |
| 6  | 木村氏の政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧        | 9 頁  |
| 第3 | 事実経過                             | 11 頁 |
| 1  | 選挙人名簿の抄本の閲覧以前の照会                 | 11 頁 |
| 2  | 選挙人名簿の抄本の閲覧申請と閲覧                 | 11 頁 |
| 3  | 副町長室入室時の木村氏と土屋氏の所持品（パソコン所持）      | 13 頁 |
| 4  | 松本町長の副町長室への入室                    | 14 頁 |
| 5  | 木村氏の退室                           | 16 頁 |
| 6  | 土屋氏の選挙人名簿の抄本の撮影                  | 15 頁 |
| 7  | 土屋氏の退室                           | 16 頁 |
| 8  | 木村氏の再入室と、閲覧を終了したとしての退室           | 16 頁 |
| 9  | 撮影した選挙人名簿の抄本を選挙支援者に送信            | 17 頁 |
| 10 | 選挙支援者が選挙人の情報と選挙人名簿の画像を土屋氏と木村氏に送信 | 17 頁 |
| 11 | 選挙人名簿の抄本の画像が撮影されていたことが公になった端緒    | 18 頁 |
| 12 | 木村氏の議員辞職                         | 18 頁 |
| 第4 | 公職選挙法に抵触すると判断される事実等              | 19 頁 |
| 1  | 選挙人名簿の抄本を撮影した画像の「閲覧事項」該当性        | 19 頁 |
| 2  | 土屋氏の候補者閲覧事項取扱者以外の者への閲覧事項の提供      | 19 頁 |
| 第5 | 真鶴町が受けた損害に対する責任と真鶴町選挙管理委員会の対処    | 21 頁 |
| 1  | 民事責任等                            | 21 頁 |
| 2  | 真鶴町選挙管理委員会の対処                    | 22 頁 |

## 略語凡例

議会議員選挙：令和 3 年 9 月 26 日に実施された真鶴町議会議員選挙

選挙管理委員会：真鶴町選挙管理委員会

選挙人名簿の抄本：真鶴町選挙人名簿の抄本

土屋氏：湯河原町議会議員土屋由希子氏

指名取扱者：土屋氏とともに候補者閲覧事項取扱者として指名されていた者

木村氏：真鶴町議会議員に立候補し当選した元議員の木村勇氏

選挙支援者：木村氏の選挙用葉書を郵便局に提出した支援者

書記：真鶴町選挙管理委員会事務局書記で本件名簿閲覧事務を担当した事務局の書記

事務処理要綱：真鶴町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱（平成 20 年 3 月 2 日選挙管理委員会告示第 6 号）

パソコン：パーソナルコンピュータ

## 第1 事実の概要

令和3年9月26日に実施された真鶴町議会議員選挙（以下「議会議員選挙」という。）に立候補した木村勇氏（以下「木村氏」という。）は、選挙準備のため、同月7日に、真鶴町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が調製して保管する真鶴町選挙人名簿の抄本（以下単に「選挙人名簿の抄本」ということがある。）の閲覧を行った。その際に、候補者閲覧事項取扱者として承認された湯河原町議会議員土屋由希子氏（以下「土屋氏」という。）が、名簿閲覧場所に携帯した湯河原町議会から貸与されたタブレット端末のカメラ機能を使用して選挙人名簿の抄本を概ね40枚を撮影した。土屋氏は、撮影した選挙人名簿の抄本の画像データを、同日、議会議員選挙において木村氏への支持を求める選挙人宛葉書に、選挙人名簿の抄本の画像から転記した選挙人の住所氏名を印刷したシールを貼り、湯河原郵便局に提出した支援者（以下「選挙支援者」という。）にフェイスブックのメッセージングを通じて送信した。選挙支援者は送信を受けた選挙人名簿の抄本に記載されていた選挙人の住所と氏名をエクセルに入力した。エクセルにより作成された名簿について、選挙支援者は、同氏と木村氏及び土屋氏の3名で構成されるグループチャットにより両名に送信したが、それとは別に選挙人名簿の抄本の画像2枚を送信した。

木村氏は、令和3年4月まで湯河原新聞社に記者として勤務していたが、在職中に使用していた同新聞の発行者が所有するパソコンで情報を収集するとか、取材のためにその連絡網を利用していた。木村氏は私用では利用していなかったと述べたが、記者として取材のための利用と個人としての利用の境界は曖昧である。同氏は、チャットの利用時に個人アカウントでパスワードを設定していたので、ログアウトすれば他人によってチャットを覗かれることはないと思っていた。けれども退職に際してそれを解除したとの明確な記憶はないと述べているので、オートログイン機能を解除していなかったようである。選挙人名簿の抄本が漏洩し

た今回の事態からすると、解除することを失念していたと思われる。そのため、令和4年8月22日、湯河原新聞社において、同社の関係者が木村氏が使用していたパソコンを立ち上げチャットを開いたところ、上記土屋氏とのグループチャットの存在に気がついた。それを開けたところ選挙人名簿の抄本の画像を発見して、神奈川新聞社他のマスコミにその情報が伝わりとともに、選挙管理委員会が情報を知るに至った。

## 第2 選挙人名簿の抄本の閲覧と名簿閲覧の関係者

### 1 真鶴町選挙管理委員会の構成と事務局

真鶴町選挙管理委員会は委員4名によって構成され、事務局は真鶴町総務防災課におかれている。選挙管理委員会事務局の書記として、総務防災課の課長を含む職員全員が併任されていて、書記長は総務防災課長が兼務している。事務局の書記は、通常は総務防災課の業務に従事しながら選挙管理委員会事務局としての業務を行っている。

事務局を構成する書記のうち、主に業務に従事しているのは3名であるが、その3名が担当する主な業務は、選挙執行時の選挙業務、選挙管理委員会の会議の記録の作成保管、選挙人名簿の調製及び保管、選挙人の資格の確認等、広く選挙に関係する事務である。

### 2 選挙人名簿の抄本

選挙人名簿の抄本の様式は添付した資料1のとおり、A4版の大きさで、横にした左側に二穴が開けられ、二穴のバインダーに綴り込まれている。選挙人名簿の抄本は、各投票所別に整理されている。真鶴町の投票所は、第1投票所から第5投票所まで、5箇所あるが、それらは1冊に纏められている。

選挙人名簿の抄本は、横書きの表形式になっており、投票所と選挙人名簿登録時が記載され、名簿番号、世帯主の表示、氏名、照合、生年月日、性別、住所、備考欄が設けられている。世帯主の世帯主欄には「\*\*」（アスタリスクを2つ）が表示

され、世帯主であることが分かるようになっている。1 枚の選挙人名簿の抄本には 20 名を記載できるよう欄が設けられているが、同一世帯に複数の選挙人が属している場合、選挙人名簿には世帯主を筆頭登録し、それに連続して登録されている。このため、選挙人名簿の抄本に記載されている選挙人の人数とその名簿に記載されている世帯数は一致しない。

### 3 平成 18 年の選挙人名簿の抄本の閲覧についての改正

平成 18 年の改正以前の公職選挙法（昭和 25 年 4 月 15 日法律第 100 号）は、選挙人名簿の閲覧について、市町村の選挙管理委員会は「選挙人名簿の抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない」とする便宜供与規定を定めていた。このため、選挙人名簿のコピーを認める市町村があった。しかし、コピーは大量の選挙人情報を容易に入手でき、不当な目的による選挙人名簿の抄本の閲覧、流通等を高めるおそれがあった。また、閲覧させる場合が不明確であること、閲覧に関する手続規定がなかったこと、偽り等による不正閲覧に対する制裁措置がないことも問題とされていた。このようなことから平成 18 年の改正により便宜供与規定は削除され、選挙人名簿の抄本の閲覧が認められる場合を法定したほか、閲覧の手続規定などが定められた（平成 18 年の選挙人名簿の抄本の閲覧についての改正は公職選挙法第 28 条の 2 ないし同条の 4、第 236 条の 2、第 255 条の 4 など）。この改正によって、選挙人名簿の抄本のコピーは禁止された。多くの市町村の選挙管理委員会においては、選挙人名簿の抄本の閲覧事務についての要綱を公職選挙法の改正に合わせて改正し、選挙人名簿の抄本の閲覧は原則として読取りと筆記に限られることになった。

### 4 選挙人名簿の抄本の閲覧申出と閲覧の方法

- (1) 公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項は、選挙人の登録の確認と、政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧申請した場合、閲覧させなければならないと定めている。閲覧方法についての具体的な規定はない。多くの市町村選挙管理委員会は、選挙人名簿の抄本の閲覧手続きについて事務処理要綱を定めている。選挙管理委

員会は、平成 20 年 3 月 2 日に、公職選挙法改正前に定めていた事務所処理要綱を廃して「真鶴町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱」（平成 20 年 3 月 2 日選挙管理委員会告示第 6 号）（以下「事務処理要綱」という。）を定めた。選挙人名簿の抄本の閲覧の方法は事務処理要綱第 9 条に定められていて、「閲覧は、読取り又は筆記に限り認めるものとする」（同条第 1 項）。第 2 項では、①カメラ及びカメラ付携帯電話その他の機器による撮影、②複写機又はハンドコピー機による複写、③ファクシミリによる送信、④パーソナルコンピュータ等の使用はいずれも認めないとされている。第 10 条第 1 項には、委員会は申出書に記載された閲覧対象の範囲と閲覧者が閲覧した事項が一致しているかを確認し、一致しない場合は閲覧申出書に記載された閲覧対象の選挙人の範囲以外の部分の閲覧者が筆記した閲覧事項を抹消させると定めるとともに、第 2 項で委員会は閲覧者が筆記した閲覧事項を適宜複写することができると定めている。

- (2) 政治活動（選挙運動を含む）をするための閲覧の申出について、選挙管理委員会は添付資料 2 の「選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）」を定めており、申出者の住所氏名電話番号のほか、閲覧して活動する内容、閲覧事項の利用の目的、閲覧者の氏名及び住所、閲覧の方法、閲覧対象者に関する事項、申出者が公職の候補者等であるときは立候補しようとする選挙の種類、候補者閲覧事項取扱者の指定の有無を記載して選挙管理委員会に提出する。予めなされている委員長の指示に基づいて事務局書記が申出書を審査し、閲覧させる要件を満たしていると認められる場合は個別に委員長の決裁を受けることなく申出を承認し、選挙人名簿の抄本の閲覧をさせる。申出者が、候補者閲覧事項取扱者を指定する場合、申出書とは別の「候補者閲覧事項取扱者に関する申出書」（添付資料 3）に申出人の住所氏名電話番号、候補者閲覧事項取扱者に指定する者の氏名と住所を記載し、選挙管理委員会に提出する。提出されると、事務局書記が申出書を審査し、候補者閲覧事項取扱者に指定された者について承認しない理由が認められない場合は個別に委員長の決裁を受けることなく申出を承認し、その旨を申出者に伝える。閲

覧者については毎年その氏名、名簿情報の利用目的などが公表される（公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項、事務処理要綱第 12 条）。

なお、閲覧の「閲覧事項」、「閲覧者」、「候補者閲覧事項取扱者」は公職選挙法により次のとおり定められている。

閲覧事項：選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項（公職選挙法第 28 条の 2 第 2 項第二号）

閲覧者：選挙人名簿の抄本を閲覧するもの（公職選挙法第 28 条の 2 第 2 項第三号）

候補者閲覧事項取扱者：公職の候補者等である申出者が、公職選挙法第 28 条の 2 第 2 項第二号に掲げる目的を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者（当該申出者に使用される者に限る）に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合に、名簿閲覧申出の際に、その旨及び閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所を申し出て、選挙管理委員会に承認された者（公職選挙法第 28 条の 2 第 5 項、同条第 4 項）

- (3) 公職選挙法は、選挙人名簿の抄本の閲覧方法について具体的に定めてないことから、原則として各市町村選挙管理委員会は閲覧方法を読取り又は筆記に限定している。けれども、パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）の使用については、キーボードからの入力手書きによる筆記と同視できるとの考え方によるものと思われるが、認めている市町村がある（神奈川県内では川崎市川崎区、小田原市など）。各市町村の選挙管理委員会においては閲覧終了時の点検を行い、申出書の閲覧事項と一致していることを確認し、一致しない場合は閲覧申出書に記載された閲覧対象の選挙人の範囲以外の部分の閲覧事項を抹消させるとともに、閲覧者が筆記した閲覧事項を適宜複写することができると定め、閲覧した結果を確認するとしている。さらに、パソコンに入力した場合は入力した成果物をプリントアウトさせている市町村がある（山口県下関市）。なお岡山県備前市は「データ等をコピーさせていただきます」としている。小田原市では事務処理要

綱は作成されていないが、パソコンに入力した場合、それをプリントアウトして提出させている。平成 18 年の公職選挙法の改正により選挙人名簿の抄本の閲覧方法が制限され、個人情報保護の配慮から当然のことといえるが、パソコンの使用を認める場合においても注意的に明文でテキスト入力に限定し、ネットワークへの接続や電子メールでの送信を禁止している（柴田町、備前市、新潟市など）。なお、湯河原町選挙管理委員会は選挙人名簿の抄本の閲覧についての事務処理要綱は定めてなかったが、パソコンの使用は認めておらず、筆記に限る運用であった。

- (4) 公職選挙法第 28 条の 4 第 1 項では、「申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者……は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者……以外の者に提供してはならない。」と定め、これに違反した場合は 30 万円以下の過料に処するとしている（公職選挙法第 255 条の 4 第 1 項 2 号）。

## 5 選挙人名簿の抄本の閲覧場所と閲覧終了時の確認

- (1) 選挙管理委員会事務局は、総務防災課内にあり、専用の事務室、会議室はなく、会議の都度役場内や、町民センターなどの会議室等を利用し、事務的な業務は総務防災課において行っていた。選挙人名簿の抄本の閲覧は、閲覧者の閲覧行為を書記が注意できるよう予ねては課長席の横にあった簡易な応接席において行っていたが、閲覧申出があった場合、同席する閲覧者の人数が複数になることがあったため、副町長室を使用するようになった。
- (2) 令和 3 年 9 月 7 日に、木村氏からの選挙人名簿の抄本の閲覧の申出を受付け、閲覧事務を担当した書記(以下、単に「書記」ということがある。)は、平成 29 年の真鶴町議会議員選挙のときから選挙管理委員会の書記として選挙人名簿の抄本の閲覧などの事務を前任者から引継いだ。引継の中で、選挙人名簿の抄本の閲覧は読取り又は筆記のみであることを聞いていたものの、選挙人名簿の調製事務は庶務係長が担当していたことや、選挙事務についての神奈川県選挙管理委員会に



おける研修などでも選挙事務手続全般がテーマであって、選挙人名簿の抄本の閲覧を中心とする詳しい研修を受講していないこと、書記に任命されている職員のうち中心的に事務処理を担当する書記は庶務係の２名であったこと、選挙人名簿の抄本の閲覧の申出件数は少なく、直近の申出は令和３年４月であったこと、それまでは選挙人名簿の抄本の閲覧は主に係長が担当していたが当時の係長は選挙管理委員会の業務の経験がなかったこと、などから選挙人名簿の抄本の閲覧事務は一人の書記（以下担当した書記を単に「書記」ということがある。）が担当した。けれども書記は、選挙時期の都度事務処理要綱の該当条項を再確認することがなかった。

- (3) 真鶴町の事務処理要綱では、申出書に記載された閲覧対象の選挙人の範囲と閲覧者が閲覧した事項（閲覧事項）が一致していることを確認する定めになっている（事務処理要綱第 10 条第 1 項）。しかしながら、選挙人名簿の抄本の閲覧時に常時書記の立会いはなく、閲覧終了時に閲覧件数を口頭で報告を受けるに留まり、閲覧した内容（閲覧事項）を現認して確認することをしていなかった。また、事務処理要綱第 10 条第 2 項では閲覧事項を適宜複写できるとされているものの、これまで複写されることはなく、コピーは保存していない。

## 6 木村氏の政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧

- (1) 土屋氏は、木村氏が湯河原新聞社を退社する前後である令和３年３月か４月頃に、木村氏から選挙の応援を頼まれ、同氏の選挙の全体的なプランニングを行う立場で真鶴町議会議員選挙に関わるようになった。その一環として、選挙用の葉書を選挙人に発送することを木村氏に勧め、木村氏は必ずしも積極的でなかったが選挙人名簿の抄本の閲覧を行うことになった。閲覧によって得られた閲覧事項の取扱について、土屋氏は「選挙選対で、選挙をやっている仲間たちの中で共有する分には問題ないと思っていた」と述べているが、それは予ねて同氏が他の選挙において候補者の事務を手伝った際に、選挙人のリストがありそのリストから作成した宛名シールを選挙用葉書に貼った経験からであるとのことであった。

けれども同氏が述べるにはその作業を行ったのは選挙事務所外ではなく、選挙事務所内であったとのことである。この陳述は、閲覧事項は選挙事務所内で取り扱われること、即ち、候補者や候補者閲覧事項取扱者の指導監督ができない場所では閲覧事項の取扱ができないことを未必的に認識していた可能性がある。

(2) 木村氏が選挙管理委員会に提出した選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）によると、木村氏は申出者であるとともに「閲覧者の氏名及び住所」欄にその氏名を記載しているので選挙人名簿の抄本の閲覧者は木村氏となる。土屋氏ともう一人が候補者閲覧事項取扱者として指名されているが閲覧者としての申出はされていない（以下、もう一人の候補者閲覧事項取扱者を「指名取扱者」という。）。したがって、土屋氏及び指名取扱者が選挙人名簿の抄本の閲覧行為を行うについては選挙管理委員会の承認を受けていない者が閲覧をしたとの疑問がある。

(3) 土屋氏及び指名取扱者の閲覧行為について、閲覧者として申し出た木村氏の補助者として選挙人名簿の抄本を閲覧し、選挙人の住所氏名を筆記等したと解する余地はある。しかし、公職選挙法は閲覧の申出者と閲覧者とを明文をもって区別していることからすると、閲覧申出書に記載を求める段階から両者を区別して記載させるべきであろう。そうすることにより申出者や閲覧者とは別に「閲覧事項」を取り扱える「候補者閲覧事項取扱者」の立場が明確になるのではないか。なお、選挙人名簿の抄本の撮影は認められていないし、木村氏の事前の指示はなく、しかも同氏が退席しているところで行われているので、その撮影行為は撮影者土屋氏の判断で行われたと解される。また、土屋氏から、同氏が撮影した選挙人名簿の抄本の提供を受けた選挙支援者は、候補者閲覧事項取扱者としての申し出はなく、閲覧事項の取扱者として選挙管理委員会に承認されていない。閲覧申出者の木村氏には、公職選挙法第 28 条の 2 第 12 項により、閲覧者や候補者閲覧事項取扱者に対して、閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じ、適宜指導監督する義務があるので、土屋氏が安易に選挙人名簿の抄本を撮影しないよう注意するとともに、選挙人名簿の抄本の撮影や選挙支援者に画像を提供した事実を知っ

たときには適切な措置をする義務があった。

- (4) 前述のとおり、真鶴町における選挙人名簿の抄本の閲覧は事務処理要綱により読取り若しくは筆記に限られている（事務処理要綱第9条第1項）が、土屋氏は閲覧の場所で、禁止されているとはいえ閲覧の方法として選挙人名簿の抄本を撮影したのであるから、その画像は「閲覧事項」にあたるというべきである。従って、土屋氏が選挙人名簿の抄本を撮影した画像に撮影されている選挙人本人の事前の同意を受けることなく、フェイスブックのデータ送信機能を利用して画像を選挙支援者に送付したことは候補者閲覧事項取扱者（実質は閲覧者）である土屋氏が、本人の事前の同意を受けることなく、申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者以外の者に閲覧事項を提供したことにあたるといえる（公職選挙法第28条の4第1項、第255条の4第1項第2号）。

### 第3 事実経過

#### 1 選挙人名簿抄本の閲覧以前の照会

令和3年8月末頃、選挙管理委員会事務局（総務防災課庶務係）に土屋氏が来庁し、その日に選挙人名簿の抄本の閲覧が可能か照会された。書記が、9月1日に定時登録があるので（公職選挙法第22条第1項参照）、今日ではない方が良いと伝えたところ、土屋氏は閲覧せずに退庁した。9月6日の午前10時頃に、同氏から閲覧できるかとの電話での照会があり、書記が可能と回答すると翌日の閲覧を申出た。木村氏本人からは、選挙人名簿の抄本の閲覧について事前の照会は受けていない。

#### 2 選挙人名簿の抄本の閲覧申請と閲覧

- (1) 総務防災課（選挙管理委員会事務局）前の通路（役場庁舎2階各課の前の通路）との間に設置されたローカウンターが、来庁者と役場職員が対面する窓口になっている。令和3年9月7日、午後2時過ぎ頃、木村氏、土屋氏、指名取扱者が来庁して、書記が対応した。木村氏は、ローカウンターに置いてある椅子に腰かけて書記から交付を受けた候補者等選挙人名簿閲覧申出書と候補者閲覧事項取

扱者に関する申出書に記入した。木村氏が申出書に記入している間、書記は自席に戻り、閲覧を承認する旨の承認書の準備等を行っていた。土屋氏、指名取扱者はその場で待機していた。申出書に木村氏が記入を終えたとの申出があったのでそれを書記が受け取った。令和3年8月4日に開催された町議会議員選挙の立候補予定者事前説明会に木村氏の陣営が参加したことや、新聞に立候補予定者として掲載されていたので、同氏が町議会議員選挙に立候補を予定していることは広く町内に伝わっており、申出書の記載内容に不都合はなく、閲覧申出の要件を満たしていると認めて選挙人名簿の抄本の閲覧を委員長名で承認した。同時に、候補者閲覧事項取扱者として土屋氏と指名取扱者が指名されていたので、両名についても承認した。なお、書記は、木村氏から申出書の提出を受けた後、木村氏らを副町長室に案内して承認書の準備ができるまで待機を求めた。

- (2) 真鶴町では、前述のとおり選挙管理委員会のみが使用している事務室等の設備はなく、選挙事務は総務防災課を中心に必要に応じて空いている会議室等を使用していた。令和3年9月7日当時、真鶴町には副町長は任命されていなかったために副町長室が空いていたこと、前副町長在任中にその当時の総務課の執務において必要であれば副町長が外出などにより副町長室が空いている場合は使用してよいとされていたこと、その年の4月に選挙人名簿の抄本の閲覧申出があった際に副町長室を閲覧場所として使用したことなどの事情から、木村氏らの選挙人名簿の抄本の閲覧場所を副町長室として、木村氏らを案内したものである。

- (3) 令和3年4月1日の組織変更以前は町長室と副町長室の前の通路を挟んだ位置に総務課（同日の組織変更により「総務防災課」と改められた。）が位置しており、町長室と副町長室に出入りする者を自然に認めることができた。しかし、組織変更によりその位置に秘書業務を担当する政策推進課が配置されたことに伴いフロアの中央の位置に移動した。このため、総務防災課の職員は、執務しながら町長室と副町長室に出入りする者を認めることがほとんどできなくなった。また、担当した書記の自席は、副町長室の入口の方向を向いていたが、ほかの立候

補予定者と午後 3 時からカウンターで打合せをしていた他、自席で担当している事務を行っていたので、積極的に意識して顔をその方向に向けるなどしなければ副町長室の出入を認めることができなかった。

### 3 副町長室入室時の木村氏と土屋氏の所持品（パソコン所持）

選挙人名簿の抄本の閲覧時の木村氏と土屋氏の所持品について、書記は積極的に確認していない。同書記には、パソコンを直接見た記憶はないが、土屋氏からパソコンの使用について尋ねられたことから同氏がパソコンを持参していることは分かったが、タブレット端末機については気付かなかったと述べている。これに対して土屋氏は、パソコンとタブレット端末は鞆や袋に入れていたのではなく、そのまま持っていたと述べている。木村氏がパソコンを所持していたか否かを積極的に書記は確認していないが、木村氏は持参していなかったと述べた。事務処理要綱ではカメラや撮影機能を有する携帯電話での撮影、複写機などによる複写、パソコンの使用が禁止されている（事務処理要綱第 9 条第 2 項）のであるから、閲覧に先立って使用が禁止されている機器の所持を確認し、そのような機器を所持している場合はその使用が認められていないことを明確に告知し、事務局で預かるなどの対応をするべきであった。しかしながらそれまでそのような運用がなされていなかった。なお、土屋氏は、前述のとおり、パソコンとタブレット端末を手で持っていたので、書記は同氏がパソコンを所持していることを見ていたと思うし、副町長室に案内されたときに応接用テーブルの上に置いたので知っていたと思うと述べている。

副町長室に案内した際、書記は、閲覧が終了した時に手書きした件数を報告していただきますと伝えたところ、土屋氏からパソコンを使ってはいけないのかとの質問を受けた。手で筆記するのとパソコンで打ち込むのと変わらないのではないか、他の市町村では認めているところがある、との指摘を受け、書記は事務処理要綱を確認しないまま納得してパソコンの使用が禁止されていることを明確に伝えなかった。

案内した書記は、選挙人名簿の抄本の閲覧の承認通知書などを準備するためにす

ぐに自席に戻ったので、土屋氏他 2 名が副町長室のどの位置で待機したかの記憶がない。なお、案内されたときの着席位置について、土屋氏は入って右側の応接セットの壁側の奥(副町長席側)、木村氏は土屋氏の手前の椅子に座ったと説明している。

書記は、選挙人名簿抄本閲覧承認書と候補者閲覧事項取扱者承認などの準備に 5 分ないし 10 分程度要し、選挙人名簿の抄本が綴られたバインダーとともにそれらの書類を持って副町長室に入った。木村氏と指名取扱者は副町長室に入って右側の応接用の椅子に座っていた。土屋氏の位置は明確に記憶していないが、選挙人名簿の抄本を副町長席の机の上に置いたときその席に座っている人に示したとの記憶がないので、木村氏や指名取扱者と一緒に応接用の椅子に座っていたのではないかと述べた。選挙人名簿の抄本を副町長席の卓上に置いたのは、応接用のテーブルは高さが低く、長い時間の筆記作業に適さないと思われたことから、令和 3 年 4 月に選挙人名簿の抄本の閲覧の申出があった際、副町長席の机の周りに持ち運びが容易な丸椅子を置き、4、5 名が取り巻くようにして筆記したことがあり、そのようにしたとの説明であった。

書記は、選挙人名簿の抄本を置いて副町長室から出たため、名簿閲覧には立ち会っていない。このため、書記は実際に閲覧した土屋氏と指名取扱者がどのように名簿を閲覧したかその方法は分からない。けれども、土屋氏は同氏と指名取扱者は応接用テーブルの上で名簿を閲覧する作業を行い、副町長席やその机は使用しなかったと述べた。なお、どのようなタイミングであったかははっきりしないが、書記は土屋氏がパソコンを開いていたことを見た記憶があるとの陳述であった。

#### 4 松本町長の副町長室への入室

書記の席は副町長室から離れているとともに、午後 3 時からカウンターで議会議員選挙に立候補を予定している者の事前審査を庶務係長とともに行っていたので、松本町長が副町長室に入室したことに気が付かなかったと述べている。町長は、土屋氏、木村氏、指名取扱者が副町長室において選挙人名簿の抄本の閲覧を始めていたときに副町長室に入ってきたか、書記によって選挙人名簿の抄本が運び込まれる

前であったか否かについては木村氏と土屋氏の記憶は定かではない。町長が挨拶をしながら入室し、短時間であったが世間話をして退出したとのことである。

選挙人名簿の抄本の閲覧は閲覧者として選挙管理委員会から承認を受けた者に限られている。しかも名簿は選挙人の個人情報に登録されているので公職選挙法はその閲覧を制限するとともに漏洩について十分な対策を講じるよう定めている。万が一名簿の抄本の記載内容が漏洩するとか、名簿の抄本が紛失した場合は閲覧を申し出た者や、閲覧者として承認を受けた者の責任が問われる。申出者、閲覧者として承認を受けていない者が閲覧場所に立ち入ることは、事務処理要綱に明記されていないが、閲覧中であることを知っているか否かを問わず、短時間といえ相当性を欠くというべきである。

## 5 木村氏の退室

書記が選挙人名簿の抄本を副町長室で閲覧に供した以降、閲覧申出書においては閲覧者である木村氏は、土屋氏、指名取扱者と選挙人名簿の抄本から書き取ることが打ち合わせた。その程度の打ち合わせ後、木村氏は立候補予定者であるとして、名簿の閲覧に従事することなく土屋氏が指導するままにその場を離れ、役場庁舎外で行動をしている。その際、木村氏は総務防災課の職員に声掛けをしていないので、書記は同氏の外出を認識していなかった。

## 6 土屋氏の選挙人名簿の抄本の撮影

真鶴町の字名は真鶴と岩の2つしかない。そこで、土屋氏は、木村氏が退席した後、パソコンに選挙人の住所・氏名の入力をはじめたものの、住所は別として人名を間違いなく入力するのが大変であると感じ、「写メしちゃえばいいやと思って」持参していたタブレット端末で撮影したとのことである。撮影の方法は、応接用テーブルの上にパソコンのディスプレイを起こし、そこに選挙人名簿の抄本が綴られているバインダーから取り外した選挙人名簿の抄本を立てかけ、撮影場所から名簿全体が撮影できるようディスプレイの角度や撮影位置を調整のうえ、名簿を1枚ずつ撮影した。撮影した枚数は土屋氏が述べるには約40枚とのことであるが、流出した2枚

を除いて外の名簿は関係者において抹消しているとの説明であり、撮影枚数を直接確認することはできなかった。なお、令和3年9月15日のチャットの記録には「あれが30頁までです。残り20頁分、今日打ち込めるようにします。」とある。また、翌日9月16日のチャットには「第一投票場の分がダウンロードできませんでした。800まで行くかもしれません。」とある。件数は世帯数で数えていると思われるので、撮影した選挙人名簿抄本の枚数は40枚を超える可能性が高い。

## 7 土屋氏の退室

土屋氏は、名簿の抄本を撮影してから木村氏が外出から戻る以前に副町長室から退出した。その後、木村氏が戻るまで副町長室は指名取扱者1人となった。土屋氏は、退出について総務防災課に申し入れていないので、書記も同氏の退席に気が付いていない。土屋氏の閲覧件数の確認や名簿の撮影についても気が付いていない。

## 8 木村氏の再入室と、閲覧を終了したとしての退室

木村氏は総務防災課に声をかけていないので、書記のほか同課の職員は木村氏の再入室を認識していない。午後4時半頃、木村氏が閲覧を終了したと申出があったので、閲覧の範囲などを質したがはっきりした回答がなく、閲覧頁数などを聞いたところ第1投票所だけです、閲覧した名簿は20ページ位ですから400人くらいです、との回答になったのでそのように記録している。木村氏は、指名取扱者から筆記した件数が約180名であることを聞き、頁数については指名取扱者との話の中で20頁位を閲覧したとのことから400人と申出をしたようである。土屋氏は退出時に閲覧した人数（撮影した名簿の枚数）を指名取扱者に伝えてないし、退室時にメモなどを残していないことや、その後に選挙管理委員会が土屋氏に撮影した名簿の抄本の枚数を確認しても40枚程度と述べるものの、それ以上具体的な枚数や人数を確定できない。なお、書記は木村氏から選挙人名簿の抄本の返還を受けたその時に、指名取扱者が筆写した選挙人の確認や、選挙人名簿の抄本の丁数が揃っているか、欠落がないかの確認をしていない。

指名取扱者は約2時間30分の閲覧において約180名の選挙人の住所氏名を筆写



したとのことであるので、土屋氏はその時間内にそれ以上の筆写が可能であったと思われる。

## 9 撮影した選挙人名簿の抄本を選挙支援者に送信

木村氏が選挙人名簿の抄本の閲覧を終了した旨を書記に告げて役場を退庁したあと、土屋氏は木村氏に選挙人名簿の抄本を撮影したこととそれを選挙支援者に送ることを連絡した。選挙人名簿の抄本の画像は土屋氏から選挙支援者に、兩名間に開かれたメッセージングにより送信された。木村氏は、土屋氏から候補者閲覧事項取扱者として承認を受けていない選挙支援者に画像を送信したことを聞いた。木村氏は、選挙に関しては全面的に土屋氏を信頼し、その指示等に従って活動していた。また、選挙人名簿の抄本に登録されている選挙人の個人情報について重視してなく、慎重に取扱い、万が一にも漏洩しないよう万全の防止対策を講じなければならないことを認識していたとは思われない。このような事情により、選挙管理委員会に連絡をせず、また、選挙支援者に選挙人の情報（画像）の取扱について何も指示していない。申出者は、閲覧者や候補者閲覧事項取扱者に対して閲覧事項の漏洩防止その他閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（公職選挙法第28条の2第12項）とされている。木村氏は、閲覧者や閲覧事項取扱者が閲覧事項を適切に取り扱うよう適宜指導監督する必要があったところ、土屋氏の選挙人名簿の抄本の撮影やその画像を選挙支援者に送った事実を黙認し、「閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じる」ことを怠っていたことになる。

## 10 選挙支援者が選挙人の情報と選挙人名簿の画像を土屋氏と木村氏に送信

選挙支援者は、土屋氏から送信を受けた選挙人名簿の抄本から住所氏名をエクセルを利用して入力し、一覧表を作成した。入力ができた分を土屋氏、木村氏に送るに際して3名で構成されているグループチャットにより選挙人名簿の抄本の画像2枚（2頁分）を送った。もっとも、兩名は、名簿の画像2枚だけが送信され、どのような理由から2枚のみの送信がなされたかを記憶していないし、エクセルの名簿

は受取っているが何時受取ったかの記憶はないと述べた。土屋、木村、選挙支援者の各氏の間に開設されたチャットの記録によると、令和3年9月21日に選挙人名簿の抄本の画像が2頁分（第1投票所24頁、25頁）挙げられている。

## 11 選挙人名簿の抄本の画像が撮影されていたことが公になった端緒

予ねて湯河原新聞社に勤務していた関係者が、同社に立ち寄った令和4年8月22日、木村氏が使用していたパソコンを開いたところ、木村氏が土屋氏とフェイスブックによる通信網を利用していたことが分かり、それを開いたことによる。木村氏は、湯河原新聞社で使用していたパソコンを利用してラインやチャット等を行っていた。別のパソコンでフェイスブック等を開く場合は暗証番号を入力しなければならないところ、同社のパソコンを使用するときには暗証番号を入力しなくてもフェイスブックにログインができるよう、オートログインになっていたと思われ、湯河原新聞の関係者がパソコンを立ち上げてフェイスブックを開いたところ、選挙人名簿の画像が表示された。選挙人名簿の画像が流出した事実について、土屋氏は同年8月23日に神奈川新聞の記者の訪問を受けてその事実を認識した。同日、同氏は選挙管理委員会書記長である総務防災課長にその事実を電話で連絡した。翌日の8月24日に神奈川新聞に報道された。

## 12 木村氏の議員辞職

木村氏は、選挙人名簿の抄本を閲覧するについて、公職選挙法が定めている選挙人の個人情報の取扱いを十分理解せず、事務処理要綱を確認していなかったことが今回の名簿漏洩に深く関わっていることを理解した。土屋氏が選挙人名簿の抄本を撮影したことや選挙支援者にメッセージャーにより送付した事実を知ったときに、直ちにその取扱を中止させ、選挙管理委員会と協議し、適切な措置を講じるべきであったところそれを行わなかった。その結果、真鶴町町民に不信感を形成させ、真鶴町、選挙管理委員会、町議会、職員の信頼を大きく損ない、同時に大きな負担をもたらしていることを反省し、町議会議員を辞職したと述べた。

## 第4 公職選挙法に抵触すると判断される事実等

### 1 選挙人名簿の抄本を撮影した画像の「閲覧事項」該当性

公職選挙法第28条の4第1項では、「申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者……は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者……以外の者に提供してはならない。」と定め、これに違反した場合は30万円以下の過料に処するとしている（公職選挙法第255条の4第1項2号）。

土屋氏は、同氏が、候補者閲覧事項取扱者として選挙管理委員会の承認を受けた者であり、禁止されている方法とはいえ閲覧方法として選挙人名簿の抄本を撮影した結果、選挙人名簿に登録されている選挙人の情報を得た。その画像に撮影されている選挙人個人の同意を受けることなく、閲覧者若しくは候補者閲覧事項取扱者として承認を受けていない選挙支援者にメッセージャーにより送付した。この行為は、候補者閲覧事項取扱者である土屋氏が閲覧によって得られた結果、即ち「閲覧事項」を「本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者以外の者に提供した」に該当するというべきである。

### 2 土屋氏の候補者閲覧事項取扱者以外の者への閲覧事項の提供

- (1) 土屋氏の学歴や職歴、湯河原町議会議員の職にあることからすると、選挙人名簿の抄本に記載されている個人情報の取扱についてはより慎重であるべきであることを理解していなかったとは考えにくい。加えて、土屋氏は、選挙人名簿の抄本をタブレット端末で撮影したことについて、コピーは認められていないが、公職選挙法に写真撮影の禁止が明文で規定されていないとして、撮影とコピーは近いからコピーは駄目なんだろうと思いつつ、写真撮影はグレーである（即ち認められる）との認識であり、書記から止められればやめようと思ったと説明している。また、コピーと撮影が同じだと思っていたら（名簿の撮影を）やらないと述べている。けれども湯河原町選挙管理委員会は選挙人名簿の抄本の撮影やパソコンの使用を認めていないところ、真鶴町選挙管理委員会の取扱について事前に撮

影の可否について確認をしていない。撮影することは被写体がそのまま画像として複写されることであり、コピー（複写）の一方法であることは明らかである。そのことを理解していたからこそ指摘されたら止めようと思っていたと弁明しているのであろうと思われる。さらに、土屋氏は、「木村さんに対してすごく失礼だったと思います。自分の選挙よりも軽んじて考えてたっていうところがあったんだと思うんです。」と述べている。立候補予定者（立候補者）の選挙関連事務に従事する者の不祥事は候補者の責任になりかねないところ、土屋氏は木村氏の選挙関連事務を纏める立場で活動していたものの、土屋氏の言動の結果として木村氏がその責任を問われることがあることを考慮していたかとの質問に対して、同氏はその当時「そのときは考えていればちゃんとやっていましたし、考えていなかったというのが正直なところですね」と述べている。選挙人名簿に登録された土屋氏自身の情報がインターネットで公開されたとしたらどう考えるか、との質問には「全く考えませんでしたね。そんなことがあるわけがないと思っていました。」と答えている。選挙人名簿の抄本の撮影行為や、候補者閲覧事項取扱者として承認を受けていない選挙支援者にその画像を送信し、同氏と選挙人の情報をメッセージングでやりとりした事実は、公職選挙法や事務処理要綱に反する行為にとどまらず、選挙人の個人情報を経視する安易な行為であったというべきである。

- (2) 土屋氏は、選挙人名簿の抄本を撮影したことについて、公職選挙法に写真撮影の禁止が明文で規定されていないとして、コピーは駄目でも写真撮影はグレーである（即ち認められる）との認識であり、止められればやめようと思ったと述べているが、事前にコピーの可否は確認しているものの撮影の可否については確認していない。さらに、木村氏は閲覧申出書において自らを閲覧者として承認を求めているが、選挙人名簿の抄本の閲覧に従事することなく土屋氏に言われるままにその場を離れている。しかも、土屋氏は選挙人名簿の抄本を撮影した後、書記に告げることなく退席しており、書記は土屋氏の退席を確認していない。木村氏は選挙用の葉書を差し出すために選挙人名簿の抄本を閲覧することには消極的で

あったが、土屋氏は積極的に勧め、木村氏をリードしている。真鶴町の選挙人名簿の抄本を撮影しても土屋氏に直接的な利益は考えられないが、筆記による選挙人名簿の抄本の閲覧よりも写真撮影し、選挙人名簿の抄本の画像を電子データとすることによる謄写の時間的短縮やその後の事務の合理性が認められることは確かである。現時点では上記事実以外の事実についての証拠資料が認められない。けれども、同氏は閲覧の対象が湯河原町選挙人名簿の抄本ではなく真鶴町のそれであったことから、安易な考えにより撮影するに至ったというべきであろう。

## 第5 真鶴町が受けた損害に対する責任と真鶴町選挙管理委員会の対処

### 1 民事責任等

選挙人名簿の抄本が漏洩しているとの事実が新聞報道などで明らかにされた以降、松本町長の選挙人名簿の扱いについて大きな問題になっていたことに関連させて選挙管理委員会に町民から多くの照会と事務処理に対する苦情が寄せられた。選挙管理委員個人にも直接の苦情や照会があったほか、真鶴町議会議員にも町民から本件についての苦情などが多数寄せられ、議員から選挙管理委員会や事務局の書記に併任されている職員らに対して多くの申し入れや苦情があった。町長の選挙人名簿の扱いが全国的なニュースとして広く知られている状況下での本件選挙人名簿の抄本の漏洩であったことから、多くの町民は両者が共通の原因或いは強く関連したことではないかとの前提で連絡を寄せるため、選挙管理委員会の委員や事務局はその説明に迫られた。また、選挙管理委員会においては、名簿漏洩の原因と再び不祥事が生じないようにするための対策を検討するため、事実関係の調査確認を行うとともに、関係者からの事情聴取を行うことになった。対外的には新聞社などのマスコミ対策も必要となった。

このような事態に至った原因は、土屋氏が禁止されている選挙人名簿の抄本を撮影し、その画像を選挙支援者にメッセージングにより送信したことが発端である。土屋氏は選挙人名簿の抄本の撮影は禁止されていない、即ち適法に撮影することが

できると思っていたと弁明しているが、前述した事実関係からするとその弁明に疑問が残る。しかし、弁明のとおりであったとしても選挙人名簿の抄本を撮影する目的で撮影を行った行為は違法行為といわなければならない。さらに、第三者である選挙支援者に画像データを送信した事実は公職選挙法第 28 条の 4 第 1 項に違反する行為である。また、木村氏は選挙人名簿の抄本の閲覧申出者として、閲覧事項が第三者に漏洩することがないように候補者閲覧事項取扱者を指導監督しなければならないところそれを怠り、その結果として、真鶴町が前述のように大きな負担をすることになった。それにより、選挙管理委員会の事務局職員は総務防災課の職員が兼務しているため、総務防災課の業務にも少なからず影響を与えている。このために真鶴町の経済的な負担は少なくない。したがって、真鶴町が受けた損害は土屋氏の行為並びに木村氏が土屋氏を指導監督しなかった不作为との間に因果関係があるといえる。けれども、選挙管理委員はその職務として事態の調査・収拾に臨んでいるし、書記を含む真鶴町の職員は町の職員としてそれらの対処をしているので、職員等の賃金（報酬）相当額を真鶴町の損害と認めることは難しいと思われる。このようなことから真鶴町が受けた損害について土屋・木村両氏の行為との関係で因果関係が認められる損害を具体的に算定することは難しい。こうした事情を考慮すると、土屋氏と木村氏に対する損害賠償請求は慎重に検討されるべきであろう。

## 2 真鶴町選挙管理委員会の対処

- (1) 土屋氏の選挙支援者に選挙人名簿の抄本の画像を提供した行為は、公職選挙法第 28 条の 4 第 1 項により禁止されている、候補者閲覧事項取扱者が本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者以外の者に提供したことによる第 255 条の 4 第 1 項第 2 号に該当するとして、同条第 2 項により小田原簡易裁判所に通知することが考えられる。実際に過料の制裁が命じられるか否かは、土屋氏の行為時の意思などさらに質す必要があると思われるが、最終的には同裁判所の判断になる。
- (2) 真鶴町選挙管理委員会として、再発を防止するには次のような対策が検討され

るべきであろう。なお、次のうちのいずれか1つが励行されていたとすると、今回の選挙人名簿の抄本の撮影に至らなかったか、仮に撮影したとしても外部に漏洩することは回避できた可能性が高いと思われる。

- ① 書記に対する研修
- ② 立候補予定者に対する説明会において、選挙人名簿の抄本の閲覧は公職選挙法の定めに従い、事務処理要綱に基づいて行うべきことを説明するとともに、閲覧申出者に対し個別に説明する。
- ③ 選挙人名簿の抄本の閲覧申出者や閲覧者の持物にパソコンや携帯電話など、禁止されている行為に結びつく機器を所持していないかを確認し、所持していた場合はその使用が禁じられていること説明する。
- ④ 閲覧場所に書記を立ち会わせるか、カメラを設置し、適宜閲覧の状況を確認する。
- ⑤ 閲覧場所からの閲覧者の出入を確認し、退出時には閲覧方法や閲覧事項を現認して確認する。
- ⑥ 閲覧により選挙人を筆写した成果物が申出書に記載の閲覧範囲にあることを確認し、必要に応じてその複写を保管する。

資料1：選挙人名簿抄本の用紙

資料2：選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

資料3：候補者閲覧事項取扱者に関する申出書



投票日

[illegible]



## 第7号様式（その1）（第13条関係）

その1

## 在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

真鶴町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日

申出者

氏 名

㊟

住 所

（電話番号）

申出者が当該その姓の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

次のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

|                     |                |                                                                                                                                                                     |                                 |
|---------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1                   | 活動の内容          | 政治活動（選挙運動を含む。）                                                                                                                                                      |                                 |
| 2                   | 閲覧事項の利用の目的     | （できる限り具体的に記載すること。）                                                                                                                                                  |                                 |
| 3                   | 閲覧者の氏名及び住所     |                                                                                                                                                                     |                                 |
| 4                   | 閲覧の方法及び管理の方法   | ①閲覧方法<br>（いずれかを○で囲むこと。）                                                                                                                                             | ア 読取り<br>イ 筆記                   |
|                     |                | ②管理の方法                                                                                                                                                              | （管理団体や選挙の時期、方法等について具体的に記載すること。） |
| 5                   | 閲覧対象者の範囲       | （閲覧対象者の範囲（地域、件数）を具体的に記載すること。）                                                                                                                                       |                                 |
| 6                   | 閲覧者に関する事項      | 閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が当該その姓の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該当該その姓の政治団体の役員・幹事員である旨を記載すること。）                                                                        |                                 |
| 申出者が公職の候補者等であるとき    |                |                                                                                                                                                                     |                                 |
| 7                   | 立候補しようとする選挙の種類 | （現職の場合は、その職名も併せて記載すること。）                                                                                                                                            |                                 |
| 8                   | 候補者閲覧事項取扱者の指定  | 別添申出書のとおり、公選法第100条の12において準用する同法第28条の2第4項の規定による申出を<br><input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない                                                       |                                 |
| 申出者が政党その他の政治団体であるとき |                |                                                                                                                                                                     |                                 |
| 9                   | 政治団体閲覧事項取扱者の範囲 |                                                                                                                                                                     |                                 |
| 10                  | 承認法人の申出        | 別添申出書のとおり、公選法第100条の12において準用する同法第28条の2第4項の規定による申出を<br><input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない                                                       |                                 |
| 備 考                 |                | [献金書類について記載すること。在外選挙法施行規則第2条の2第1項において準用する公選法第111条第5項の2第2項ただし書の規定により同項第2号Fに掲げる政治団体の実態を示す資料の献金を省略する場合には、その旨並びに当該当該その姓の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1人）の氏名及びその者の公職の種別を記載すること。] |                                 |

第7号様式（その2）（第13条関係）  
その2

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

真鶴町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏 名 ㊟  
住 所  
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として次に掲げる者を指定したので、申し出ます。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

※ この欄は記入しないでください。

承 認

可 ・ 否